

議案第37号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成28年4月12日提出

逗子市長 平 井 竜 一

（提案理由）

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）が平成28年3月31日に公布されたことに伴い、改正後の逗子市固定資産評価審査委員会条例の規定に係る経過措置について改正する要あることから、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例は、緊急を要したため専決処分したので、承認を求めるため提案する。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成28年3月31日

逗子市長 平 井 竜 一

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例

（別紙のとおり）

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月31日

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市条例第13号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（平成28年逗子市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

（逗子市固定資産評価審査委員会条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 第2条の規定による改正後の逗子市固定資産評価審査委員会条例の規定（第1条を除く。）は、平成28年4月1日以後に地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第2項の規定による公示若しくは同法第419条第3項の規定による公示（同法第420条の更正に基づく納税通知書の交付がされた場合には当該納税通知書の交付）又は同法第417条第1項後段の規定による通知（以下この項において「公示等」という。）がされる場合について適用し、同日前に公示等がされた場合については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。